

「交通事故死の加害者や被害者にならないよう、5年間ゼロを目指しましょう。」

去る4月10日に開催されました平成20年度鏡野町交通安全対策協議会に於きまして、「鏡野町の住民が交通事故死の加害者や被害者に5年間ならないよう目指そう。」との提案がなされ、満場一致で承認されました。町ではこの提案を実現するよう、今後啓発活動やPR活動を行い事故防止に向けた取り組みを実施する予定です。また、同協議会におきまして次のとおり宣言が採択されました。

「鏡野町飲酒運転根絶宣言」

交通事故をなくし、安全・安心な地域社会を実現することは、町民すべての切実な願いです。とりわけ悪質で危険性の高い飲酒運転を根絶するためには、

「飲酒運転は絶対にしない、させない」

という強い意志をもたなければなりません。

鏡野町交通安全対策協議会は、ここに改めて

- 1 運転するなら酒を飲まない
- 2 酒を飲んだら運転しない
- 3 運転する人には酒を飲まさない
- 4 酒を飲んだ人に車を貸さない
- 5 飲酒運転の車には乗らない

の徹底を強く呼びかけるとともに、飲酒運転の根絶に邁進することを宣言します。

平成20年4月10日 鏡野町交通安全対策協議会
会長 山崎 親男



「道路交通法が一部改正されます。」

平成20年6月から道路交通法が一部改正されます。主な改正点は下記のとおりです。交通安全には十分に注意し、事故のない住みよい町にしましょう。

○自転車は、歩行者用信号機のある横断歩道を通行できます。(令：第2条第1項)

改正前は、歩行者用信号機のある横断歩道では必ず自転車を降りて押して渡らなければなりませんでした。

○運転者は助手席以外の座席の同乗者にもシートベルトを着用させなければなりません。(法：第71条の3第2項)

運転者、助手席同乗者だけではなく、後部席などの同乗者のシートベルト着用が義務化となり、運転者は自動車を運転するときには同乗者全員にシートベルトを装着させなければなりません。

○75歳以上の普通自動車運転者は「高齢運転者標識」を表示しなければなりません。(法：第71条の5第2項)

75歳以上のドライバーに「もみじマーク」の表示が義務化されました。

白賀溪谷ひらめ釣り大会



1. 日 時 平成20年6月8日(日)
午前7時から11時まで
受付：午前6時から7時まで
検量：午前11時から11時30分
2. 場 所 白賀溪谷溪流釣り場
(鏡野町富西谷 白賀釣りセンター集合)
3. 参加費 大人 3,000円
小人 2,000円(中学生以下)
4. その他 検量が終わり次第表彰を行ないます。
大漁賞・大物賞・ジュニア賞・レディス賞等
参加賞・軽食を用意します。

<申し込み・お問い合わせ>

6月5日(木)までにハガキ(必着)
又は、電話にてお申し込みください。

富観光協会事務局

(株式会社 未来奥津)

〒708-0702 岡山県苫田郡鏡野町
富東谷414-1 ☎0867-57-2035

又は、山崎商店

☎0867-57-2014